

川崎区市民活動コーナー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区市民活動コーナー（以下「コーナー」という。）の設置及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第2条 川崎区内における、ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動（以下「市民活動」という。）を促進するため、コーナーを設置する。

2 コーナーを市民主体で運営することを目的に「川崎区市民活動コーナー利用者会議（以下「利用者会議」という。）」を設置する。

(所在地)

第3条 コーナーの所在地は、別表1のとおりとする。

(事業)

第4条 コーナーでは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 主体的な市民活動を支援するために、施設、設備機器を利用に供すること。
- (2) 市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) その他コーナーの設置目的を達成するために必要な事業。

(利用者)

第5条 コーナーを利用できる者は、川崎区内で市民活動を行う団体とする。

ただし、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
- (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを主たる目的とするもの。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、川崎区長（以下「区長」という。）が不適当と認めるもの。

(利用時間及び休所日)

第6条 コーナーの利用時間及び休所日は、別表2のとおりとする。ただし、大師支所長及び田島支所長（以下「両支所長」という。）並びに川崎区役所まちづくり推進部生涯学習支援課長（以下「課長」という。）は、特に必要があると認められるときは、これを変更することができる。

(利用登録)

第7条 コーナーの利用を希望する団体は、予め川崎区市民活動コーナー利用団体登録申請書（第1号様式）を区長あて提出し、承認を得なければならない。

(利用登録の継続)

第8条 コーナーの利用の継続を希望する団体は、2年度ごとに川崎区市民活動コーナー利用団体登録継続届（第2号様式）を区長あて提出しなければならない。

らない。

(報告)

第 9 条 コーナーを利用する者は、利用後に利用報告書を提出しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第 10 条 コーナーを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 施設、設備機器等を大切に扱うこと。
- (3) 施設の管理上必要な指示に従うこと。
- (4) 利用者会議へ出席すること。

(利用者等に対する指示)

第 11 条 区長、両支所長及び課長は、コーナーの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者に対して必要な指示をすることができる。

(利用の制限)

第 12 条 区長、両支所長及び課長は、利用者が次の各号いずれかに該当する場合には、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 利用者の遵守事項を守らないなど、コーナーにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備機器等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) コーナーの設置目的に反すると認められるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認められるとき。

(５) その他公共の福祉のためにやむを得ない理由があると認められるとき。

(損害賠償)

第 1 3 条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、損害を賠償しなければならない。

(庶務)

第 1 4 条 コーナーの設置及び運営に関する事務は、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課において処理する。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、コーナーの設置及び運営に関し必要な事項は、区長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 5 月 3 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 5 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 5 月 1 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 1 2 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

施設名	所在地
教育文化会館 コーナー	川崎区富士見 2－1－3 川崎市教育文化会館 1 階
大師支所コーナー	川崎区台町 2 6－7 大師支所仮庁舎 1 階
田島支所コーナー	川崎区田島町 2 0－2 3 田島支所仮庁舎 2 階

別表 2（第 6 条関係）

施設名	利用時間	休所日
教育文化会館 コーナー	午前 9 時から 午後 9 時まで	(1) 毎月第 3 月曜日。ただし、国民の祝日 にあたる場合は、当該日の直後の休日 でない日 (2) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで
大師支所コーナー 田島支所コーナー	午前 9 時から 午後 5 時まで	(3) 土曜日、日曜日及び国民の祝日 (4) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日まで

第1号様式

川崎区市民活動コーナー利用団体登録申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 区 長

申請者名 _____

次のとおり、「川崎区市民活動コーナー」の利用登録を申請します。

団 体 名						
代 表 者	フリガナ 氏名		住所			
	電話		FAX		E-mail	
団体連絡先	フリガナ 氏名		住所			
	電話		FAX		E-mail	
団体の目的						
活動概要 (できるだけ 詳しく記入し てください。)						
	設立年月日	年 月 日				
	会 員 数	名 (男: 名・女: 名)				
	活 動 日					
活 動 場 所						
ホームページ	なし・あり					
会 費	なし・あり (年・月 回あたり 円)					
そ の 他	使用拠点	☐ 教育文化会館 ☐ 大師支所 ☐ 田島支所				
	主な使用目的	☐ 打合せ ☐ 資料作成 ☐ その他 ()				
	使用頻度(見込み)	☐ 年1-2回程度 ☐ 月1-2回程度 ☐ その他 ()				

※注意事項

- ・団体の規約、活動記録等、活動内容が分かるものを申請書に添付してください。
- ・記載事情に変更があった場合は、川崎区役所地域振興課（電話201 - 3127）まで御連絡ください。

年 月 日

(あて先) 川 崎 区 長

申請者名 _____

次のとおり、「川崎区市民活動コーナー利用団体登録継続届」を提出します。

団 体 名						
代 表 者	フリガナ 氏名		住所			
	電話		FAX		E-mail	
団体連絡先	フリガナ 氏名		住所			
	電話		FAX		E-mail	
使用拠点	☐ 教育文化会館 ☐ 大師支所 ☐ 田島支所					
主な使用目的	☐ 打合せ ☐ 資料作成 ☐ その他 ()					
使用頻度(見込み)	☐ 年 1 ～ 2 回程度 ☐ 月 1 ～ 2 回程度 ☐ その他 ()					

※注意事項

- ・この利用団体登録継続届は、登録各団体が川崎区市民活動コーナー利用継続を希望する意思表示として取り扱います。提出されない場合は、利用継続を希望しない意思表示として処理（登録抹消）いたしますので、利用の継続を希望される場合は「**必ず提出**」してください。